

平成30年度

保育補助者雇上費

貸付制度申し込みのしおり

〈募集要項〉



社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

目 次

保育補助者雇上費貸付制度とは	1
保育補助者雇上費貸付制度の概要	2
申込みから貸付までの流れ	5
Q&A	6
募集要項	7
様式集	

保育補助者雇上費貸付制度

「保育補助者雇上費貸付制度」とは

茨城県内の保育事業者の方へ、保育士の資格取得を目指す保育補助者を雇い上げるために必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

保育補助者が保育の補助業務に従事し、貸付期間中に保育士の資格を取得したとき、又は、貸付終了後1年の間に保育士資格を取得した場合、貸付金の返還が全額免除されます。



保育補助者雇上費貸付制度の概要

目的

茨城県内の保育所等で、保育士の資格取得を目指す保育補助者を雇い上げる事業者に対し、雇上に必要な経費を貸し付けることにより、保育士の業務負担の軽減を図る保育人材の配置の強化を図ることを目的とします。

募集期間

第1期 平成30年5月1日（火）～6月29日（金）【必着】

（平成30年4月1日以降、新たに雇上げを行った事業所等が対象となります。）

第2期 平成30年10月1日（月）～11月30日（金）【必着】

（平成30年7月1日以降、新たに雇上げを行った事業所等が対象となります。）

貸付対象

平成30年4月1日以降、または7月1日以降に、新たに保育補助者（フルタイム）を雇い上げる次の①から④のいずれかに該当する茨城県内の施設又は、事業者等が貸付対象となります。

- ① 保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第7条）
（ただし地方自治体が運営するものを除く）
- ② 小規模保育事業者（児童福祉法第6条の3第10項）
- ③ 事業所内保育事業者（児童福祉法第6条の3第12項）
- ④ 企業主導型保育事業者（子ども・子育て支援法第59条の2第1項関係）
（児童福祉法第59条の2第1項）

※上記②、③については「子ども・子育て支援法」第29条に規定する「地域型保育給付費」、又は同法30条に規定する「特例地域型保育給付費」の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除きます。

【貸付対象の特例】

次の⑤から⑦のいずれかに該当する場合は、既に雇用している保育補助者についても、例外的に対象とします。

- ⑤保育所等が既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出している保育所。
- ⑥貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む保育所であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。
- ⑦貸付を受けようとする施設の保育士の平均勤続年数が11年以上である。

貸付額・貸付期間等

- ①年額295万3千円以内（無利子）
（保育補助者に係る給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料事業者負担分等）
- ②期間は保育補助者が勤務開始した日から3年間
- ③連帯保証人が1人必要です。

※なお、施設全体の保育従事者に占める未就学児を持つ保育従事者の割合が2割以上の保育所等について、短時間勤務の保育補助者を追加配置した場合、年額221万5千円を上限に加算できます。

申込み・貸付決定・交付

- ・申請書等必要な書類をすべて揃えて、県社協へ提出して下さい。その後、県社協において申込内容を審査し、貸付の可否を決定し、結果を申請者へ通知します。
- ・申請後、書類等の審査を経て貸付決定された方には、貸付制度説明会に参加し、貸付契約を締結して頂きます。
- ・貸付契約締結後、申請者名義（法人名・事業所名含む）の金融機関預金口座（ゆうちょ銀行は除く）に貸付金を振込みます。
- ・原則として、貸付金は年に4回（6月、9月、12月、3月）振込みます。ただし、初回分については、貸付契約締結後となります。

返還免除

①次の場合は、貸付金が全額返還免除となります。

- ア 保育補助者が保育の補助業務等に従事し、かつ貸付期間中、又は当該貸付終了後1年の間に保育士の資格を取得したとき
- イ 保育補助者が業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき

②次の場合は、貸付金の一部が返還免除となります。

保育補助者が県の区域内の保育所等において、貸付終了後1年以上保育補助業務に従事したとき。

返還

返還免除の要件を満たさなくなった場合は返還となります。**貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に返還していただきます。**

返還期間内に返還されない場合は、年5.0パーセントの延滞利子が発生します。

返還猶予

次の場合は貸付金の返還を猶予することができますので、ご相談下さい。**猶予する期間は、原則1年以内です。**

- ①保育補助者が保育業務に従事しているとき
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき

各種手続

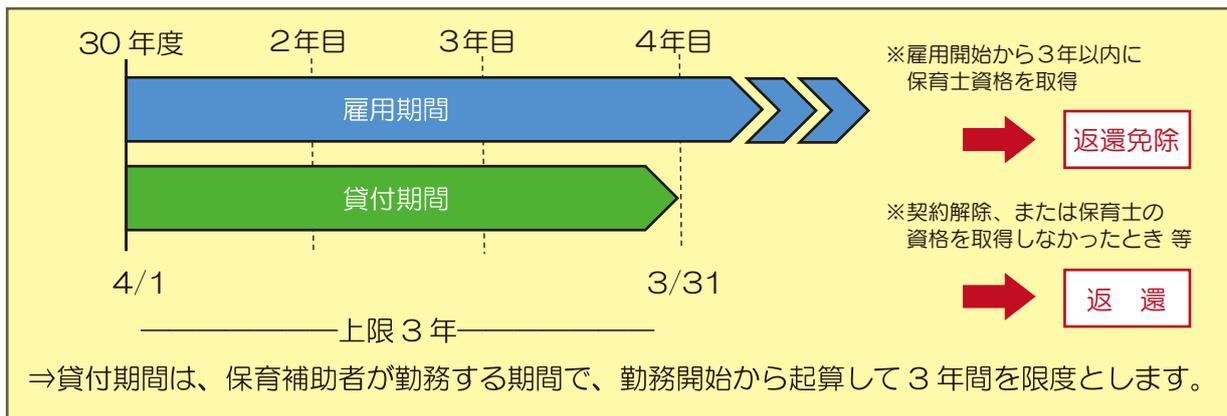
- ・貸付決定後の貸付制度説明会については、貸付決定者（申請者ご本人）が必ずご出席してください。
- ・その他必要に応じて各種の手続きがあります。

申込みから貸付までの流れ

【貸付期間の例】

平成30年4月1日から雇用開始

貸付期間（上限）平成30年4月～2021年3月



貸付申請



貸付を希望される保育所等は、必要書類を茨城県社会福祉協議会に提出して下さい。

貸付の審査・決定



申請書類は茨城県社会福祉協議会が審査し、貸付の可否及び貸付額等を決定します。審査の結果は、貸付決定通知書にて、保育所等に通知します。

貸付制度説明会参加（貸付契約締結）



雇上費の貸付が決定となった保育所等は、貸付制度説明会に参加のうえ、契約書類等を提出し、貸付契約を締結して頂きます。

貸付金の交付



Q1

複数名の保育補助者を対象に貸付を申請できますか。

A

保育所1箇所当たり、保育補助者1名を対象として申請することができます。よって、複数名の保育補助者の雇上費を貸付することはできません。

Q2

現在貸付を受けているが、さらに4月からもう一人保育補助者を雇うことになりました。申請は可能ですか。

A

貸付期間中に、新規でさらに貸付申請をすることはできません。

Q3

平成29年9月から雇用している保育補助者がいます。現在4月ですが、貸付申請を行うことはできますか。

A

雇用期間を遡って申請することはできません。4月1日以降、新たに保育補助者の雇上げを行った場合は、貸付対象となります。

Q4

保育補助者で保育士の資格取得を目指している人向けの貸付はありますか。

A

保育補助者の方向けの貸付制度はありません。あくまで保育補助者雇上費貸付制度は園への貸付制度です。

Q5

まだ開園して11年経っていない場合は、「保育所等の保育士の平均勤続年数が11年以上であること」という特例の条件には該当しないですか。

A

11年に満たない開園したばかりの園は、特例の対象外となります。

Q6

保育補助者が怪我をしてしまいました。骨折をしているので、当分仕事できません。どのような手続きをすればよいでしょうか。

A

直ちに「保育補助者休職届」と医師による「診断書の原本」を提出して下さい。保育補助者が疾病またはその他の理由により休職した場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月まで、貸付は休止します。

平成30年度

保育補助者雇上費貸付申請者募集要項

茨城県内で保育士の雇用管理改善や労働環境改善に取り組んでいる保育事業者の方へ、保育士の資格取得を目指す保育補助者を雇い上げるために必要な費用を無利子で貸し付ける制度です。

平成30年度の貸付申請を次のとおり募集します。

募集期間

第1期 平成30年5月1日（火）～6月29日（金）【必着】

（平成30年4月1日以降、新たに雇上げを行った事業所等が対象となります。）

第2期 平成30年10月1日（月）～11月30日（金）【必着】

（平成30年7月1日以降、新たに雇上げを行った事業所等が対象となります。）

※茨城県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）へ提出してください。

※郵送の場合：最終日必着

※持参の場合：平日午前9時から午後5時まで

貸付対象

平成30年4月1日以降、または7月1日以降に、新たに保育補助者（フルタイム）の雇上げを行っている次の（1）から（4）のいずれかに該当する茨城県内の施設又は事業者等（以下「保育所等」という。）が貸付対象となります。

- （1）保育所及び幼保連携型認定こども園（児童福祉法第7条）
（ただし地方自治体が運営するものを除く）
- （2）小規模保育事業者（児童福祉法第6条の3第10項）
- （3）事業所内保育事業者（児童福祉法第6条の3第12項）
- （4）企業主導型保育事業者（子ども・子育て支援法第59条の2第1項関係）
（児童福祉法第59条の2第1項）

※上記（2）、（3）については「子ども・子育て支援法」第29条に規定する「地域型保育給付費」、又は同法30条に規定する「特例地域型保育給付費」の支給の算定の対象となる者を雇上げる場合を除きます。

【貸付対象の特例】

次の（５）から（７）のいずれかに該当する場合は、既に雇用している保育補助者についても、例外的に対象とします。

（５）既に雇用している保育補助者について、保育士資格の取得に施設として取り組んでいる場合で、その者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を提出している保育所等。

（６）貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む保育所等であり、前年同月における保育士及び保育補助者の数と比較して、保育士及び保育補助者がそれぞれ同数以上であること。

（７）貸付を受けようとする保育所等の保育士の平均勤続年数が11年以上であること。

貸付額【無利子】

年額2,953,000円以内

（保育補助者に係る給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料事業者負担分等）

※ なお、施設全体の保育従事者に占める未就学児をもつ保育従事者の割合が2割以上の保育所等において、更に短時間勤務の保育補助者を追加配置した場合、年額2,215,000円を上限に、加算できます。

貸付期間

保育補助者を雇上げている期間

※ 保育補助者が勤務を開始した日から3年間までを限度とします。

申請方法

申請に必要な次の1～5の書類を作成し、県社協へ提出してください。
(申請には様式集の用紙を切り取ってお使い下さい)

	提出書類	様式等	留意事項等
1	雇上費貸付申請書	第1号様式	• 連帯保証人の所得証明書類・印鑑登録証明書を(3ヶ月以内に発行されたもの)添付 ※連帯保証人が1名必要です。(連帯保証人の要件:独立の生計を営む成年)
2	保育所の概要がわかる書類	—	• 貸付対象となる施設又は事業者であることが確認できる書類 • 定款等
3	保育業務環境改善計画書	第2号様式	
4	保育士資格取得支援計画書	第3号様式	
5	誓約書	第4号様式	保育補助者本人が記入してください。

貸付の決定

- ・ 提出された申請書類等を県社協で審査のうえ、貸付の適否を決定し、結果をお知らせします。
- ・ 貸付決定となった保育所等には、雇上費借用証書、振込口座申込書等の書類を送付しますので、貸付制度説明会に参加のうえ、提出してください。

貸付金の交付

- ・ 雇上費借用証書を提出いただき、正式に貸付契約の締結となります。
- ・ 貸付契約締結後に振込口座申込書に記載の金融機関へ貸付金をお支払いします。貸付金は原則として年4回交付します

【お支払いの時期】	6月：4～6月分
	9月：7～9月分
	12月：10～12月分
	3月：1～3月分

貸付金の返還について

雇上費は返還の免除事由に該当する場合を除いて、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間（返還猶予を受けた期間があるときはその期間を合算した期間）内に月賦、半年賦の均等払、または一括払の方法により返還してください。

※ 正当な理由がなく期日までに返還しなかったときは、年5.0パーセントの延滞利子が発生します。

返還の免除等

原則として県内の保育所等において、保育補助者が保育の補助業務等に従事し、3年間で保育士の資格を取得した場合に返還が免除されます。

様式集

～保育補助者雇上費貸付制度～

申請書 記入例

借用証書 見 本

振込口座申込書 見 本

申請書（第1号様式）

保育業務環境改善計画書（第2号様式）

保育士資格取得支援計画書（第3号様式）

誓約書（第4号様式）

辞退届（第7号様式）

※申請書類等記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直して下さい。
- ② 申請書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、貸付の可否を決定することができませんので、ご注意下さい。
- ③ 貸付申請書の「連帯保証人欄」は、必ず連帯保証人による署名捺印をお願いします。貸付決定後に提出していただく「借用証書」の、連帯保証人記入欄の筆跡と照合させていただきます。連帯保証人以外の方の署名では、貸付を決定することができませんので、ご注意下さい。また、文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して、連帯保証人の実印を押し、書き直して下さい。

雇上費貸付申請書

(申請日) 平成〇〇年〇〇月〇〇日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付規程に基づき、本修学資金等の貸付を受けたいので申請します。

申請者 (事業者等の名称) 社会福祉法人〇〇会 〇〇〇〇保育園 (代表者氏名印) 理事長 〇〇 〇〇〇 印 (所在地) 〒123-4567 茨城県〇〇市〇〇町 12345 電話番号 1234 (56) 7890	事業者の区分 ア 保育所又は幼保連携型認定こども園 (児童福祉法第7条) イ 小規模保育事業 (児童福祉法第6条の3第10項) ウ 事業所内保育所 (児童福祉法第6条の3第12項) エ 企業主導型保育事業 (児童福祉法第59条) ※イ、ウについては地域型保育給付費、 特別地域型保育給付費の算定対象者除く	施設等の概要 運営時間等 月曜日～土曜日 午前7時00分～午後7時00分 乳幼児の定数 (〇〇人) 職員数等 (〇〇人) うち保育士 (〇〇人)
保育補助者 氏名 イバラキ ハナコ 茨城 花子 住所 〒123-4567 茨城県〇〇市〇〇町 12345	性別 男(女) 男(女)	生年月日(年齢) 昭和・平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (〇〇歳)
雇用期間 (予定) 平成 30年 4月 1日 から 〇〇年 〇〇年 3月 31日まで	係員工賃格 取得予定 〇〇年 3月(予定)	
貸付申請額	総額 (内訳) 30年度 〇〇年度 ××年度	※訂正する場合 2,953,000 2,955,000 印 申請者印にて訂正して下さい。

*裏面に申請額の積算根拠を記載すること。

(申請額の積算内訳)

別紙のとおり

別紙：作成例
→裏面へ

【連帯保証人記入欄】
連帯保証人様の自筆による
ご記入をお願い致します。

上記の申請に対し、雇上費の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。
また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連帯保証人	イバラキ サクラコ 茨城 桜子	実印 実印	申請者との関係 妻
性別	男(女) 男(女)	年齢	〇〇歳
生年月日	昭和・平成 〒310-1234 茨城県水戸市●●町111番地	〇〇年 〇〇月 〇〇日	
住所	〒310-1234 茨城県水戸市●●町222番地	電話番号 029(123)4567	
勤務先等	株式会社		
年取(税込額)	×,×××,×××円	雇用形態	☑正規 □パート □その他

※連帯保証人の押印は実印をお願いします。

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

※こちらを参考に作成して下さい。

P1申請書（申請額の積算内訳）

別紙：作成例

申請額の積算内訳			
【平成30年度】			
項目	月額(単価)	支給月数・時間	年額 (円)
給与	174,500	12月	2,094,000
通勤手当	0		0
〇〇手当	10,000	12月	120,000
時間外勤務手当	1,400	150時間	210,000
賞与	174,500	5月	872,500
社会保険料等事業主負担分			350,000
平成30年度所用額			3,296,500
平成30年度分貸付申請額			2,953,000
【 〇〇年度】			
項目	月額(単価)	期間等	年額 (円)
給与	178,000	12月	2,136,000
通勤手当	0		0
〇〇手当	10,000	12月	120,000
時間外勤務手当	1,400	150時間	210,000
賞与	178,000	5月	890,000
社会保険料等事業主負担分			350,000
〇〇年度所用額			3,706,000
〇〇年度分貸付申請額			2,953,000
【 〇〇年度】			
項目	月額(単価)	期間等	年額 (円)
給与	180,500	12月	2,166,000
通勤手当	0		0
〇〇手当	10,000	12月	120,000
時間外勤務手当	1,400	150時間	210,000
賞与	180,500	5月	902,500
社会保険料等事業主負担分			350,000
〇〇年度所用額			3,748,500
〇〇年度分貸付申請額			2,953,000

※ 各年度の積算基礎となる手当等は、雇用通知書や給与規程等に記載のある具体的な内容をご記入願います。

第6号様式

見本



印
紙

雇上費借用証書

平成 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号	
借受人の名称・住所等	(名称・代表者氏名印) (住所) 〒 -

私は、借受人として次のとおり雇上費の貸付決定通知を受けました。この貸付金は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付規程等の規定に従い返還いたします。

雇上費	円
借用期間	平成 年 月 から 平成 年 月 までの 箇月
返還方法	月 賦 ・ 半年賦 ・ 一括

連帯保証人 住 所

借受人との関係

氏 名



私は、借受人に上記のとおり履行させるとともに、万一借受人が履行しないときは、連帯してその債務を負担いたします。

保育補助者雇上費振込口座申込書 見 本

平成 年 月 日

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会長 様

貸付番号	
申出の事由	1:新規 2:口座の変更 3:その他 ()
借受人の名称・住所等	(名称・代表者氏名) (住所) 〒 -

私は、次のとおり保育補助者雇上費の振込口座を申し出 (変更を申し出) ます。

振込先	金融機関等の名称	(金融機関等の名称)	(支店名称)						
	口座の種類	1:普通預金		2:当座預金					
口座番号									
口座名義	(フリガナ)								

※注意事項

- 1 口座は貸付申請者本人名義のものとしてください。
- 2 ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定してください。
- 3 口座番号は左詰で記入してください。
- 4 申し出た口座の金融機関の通帳の写し (名義人カナ、口座番号、金融機関コード、店番号 (3ケタ) がわかる部分) を添付してください。

第 1 号様式

雇上費貸付申請書

(申請日) 年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育補助者雇上費貸付規程に基づき、本修学資金等の貸付を受けたいので申請します。

申請者	(事業者等の名称)		事業者の区分	
	(代表者氏名印)		ア 保育所又は幼保連携型認定こども園 (児童福祉法第 7 条)	
	(所在地)		イ 小規模保育事業 (児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項)	
	〒		ウ 事業所内保育所 (児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項)	
	電話番号 ()		エ 企業主導型保育事業 (児童福祉法第 59 条)	
			※イ、ウについては地域型保育給付費、 特例地域型保育給付費の算定対象者除く	
保育補助者 勤務箇所	(施設等の名称及び代表者名)		施設等の概要	
	(施設等の所在地)		運営時間等 曜日～ 曜日 午前 時 分～午後 時 分	
	〒		乳幼児の定数 (人)	
			職員数等 (人)	
			うち保育士 (人)	
保 育 補 助 者	氏名	(フリガナ)	性別	生年月日 (年齢)
			男・女	昭和・平成 年 月 日 (歳)
	住所	〒		
雇用期間 (予定)	平成 年 月 日 から 年 月 日まで			
保育士資格 取得予定	年 月 (予定)			
貸 付 申 請 額	総額		円	
	(内訳)	年度	円	
		年度	円	
		年度	円	
*裏面に申請額の積算根拠を記載すること。				

(申請額の積算内訳)

【連帯保証人記入欄】

上記の申請に対し、雇上費の貸付が決定された場合は、保証人として連帯して貸付金の債務を負担します。

また、私は記入した個人情報については、本制度に必要な範囲で利用することに同意します。

連 帯 保 証 人	フリガナ		実印	性 別	申請者との関係	
	氏 名			男・女		
	生年月日	昭和・平成 年 月 日		年齢	歳	
	住 所	〒 — 電話番号 ()				
	勤 務 先 等	名 称				
		所在地	〒 — 電話番号 ()			
	年収 (税込額)	円	雇用形態	<input type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他		

※連帯保証人の押印は実印をお願いします。

※連帯保証人の直近の所得を証明する書類、印鑑登録証明書を添付すること。

第2号様式

保育業務環境改善計画書

(事業者等の名称)

実施期間	
実施内容	1 全体計画
	2 人員配置に関すること
	3 保育士の処遇改善に関すること
	4 その他

保育士資格取得支援計画書

(事業者等の名称)

実施期間	
保育補助者の保育士資格取得への支援方法	<p>※保育補助者の状況（知識、熱意、経歴等）、資格取得する時期、資格取得に必要な事項、支援方法等を具体的に記載すること。</p>

第7号様式

雇上費辞退届

年 月 日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会長 様

〒
借受人 住所
(電話)

氏名 印

年 月 日付け承認された雇上費を下記のとおり辞退します。

記

辞退年月日	年 月 日
辞退金額	円
辞退する理由	

お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部（人材自立育成担当）

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階

TEL：029-350-8366 / FAX：029-244-4652

（平日午前9時から12時、午後1時から5時まで）

※土日・祝及び年末年始は休みです。

茨城県社会福祉協議会 保育補助者雇上費貸付

検索



地図アクセス



■バス・・・JR水戸駅北口6番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平塚・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車（乗車時間 約20分）。

■車・・・常磐自動車道水戸ICから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南ICから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。